

令和8年度

08-J155-Y3

ダム管理費 清掃業務委託

特 記 仕 様 書

第1条 業務目的

本業務は、管理事務所内の衛生環境を適切に保つため清掃を実施するものである。

第2条 業務期間

契約日 ～ 令和9年3月31日

第3条 業務内容

清掃は下記のとおり実施するものとする。実施時期について変更が生じた場合は協議を行う。

- ① 1～2階の各清掃箇所は年12回(毎月)実施すること。
- ② 廊下、階段、所長室、事務室のワックスは年1回行い、10月とする。
- ③ 食堂、資料室は年1回の清掃とし11月に実施する。
- ④ ガラス窓および網戸清掃は年1回行い、5月に実施する。

清掃実施計画

清掃名	場所	令和8年										令和9年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1～2階 清掃・清浄	1階 玄関、EVホール、トイレ 2階 操作室、宿直室、トイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1～2階 清掃・清浄	1階 廊下・階段 2階 廊下・階段、所長室、事務室	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
1～2階 清掃・清浄+ワックス	1階 廊下・階段 2階 廊下・階段、所長室、事務室							○						
1、3階 清掃	食堂・資料室								○					
1～3階 窓・網戸	窓・網戸		○											

階数	箇所	面積(m ²)	清掃内容
1階	玄関	25.0	床面洗浄
	EVホール	9.0	床面洗浄
	廊下・階段	39.0	室内清掃、床面洗浄
	トイレ	6.0	便器清掃、床面洗浄
	食堂	29.0	室内清掃
2階	廊下・階段	40.0	室内清掃、床面洗浄
	所長室	24.0	室内清掃、床面洗浄
	事務室	35.0	室内清掃、床面洗浄
	操作室	58.0	室内清掃、床面洗浄
	宿直室	15.0	室内清掃
	トイレ	6.0	便器清掃、床面洗浄
3階	資料室	70.0	室内清掃
合計		356.0	

第4条 作業日程・作業時間

清掃作業を行う際は、監督職員と事前に連絡をとり、作業日・作業時間の承諾を得てから作業を行うものとする。また山瀬ダム管理事務所の清掃可能時間は、9時30分～12時00分でありその時間内で作業を完了できるものとする。なお、大雨等による洪水が発生し、ダム管理業務に支障が生じる場合は清掃作業をしてはならない。その他変更が生じた場合は監督員に承諾を受け作業を行うこと。

第5条 作業に必要な水・電気等

清掃作業に必要な水・お湯・電気等はダム事務所のものを使用できるものとする。別途特別な作業により必要な物資については各自用意すること。

第6条 その他

その他変更が生じた場合は、別途協議するものとする。